

国民健康保険の資格確認書などの更新

8月1日(土)から有効な資格確認書などを郵送



国民健康保険は、病気やけがをしたときのために、加入者がお金（国民健康保険税）を出し合うことによって助け合う公的健康保険の制度です。8月1日(土)から有効な資格確認書などを郵送します。

国保年金課
(国保係)
995-1814

7月31日(金)までに白い封筒で郵送

マイナ保険証の登録状況に応じて、次の①②のいずれかを郵送します。①②が混在している世帯には、①②をそれぞれ別々の封筒で郵送します。8月になって届かない場合は国保年金課に連絡してください。

- ①資格確認書(クリーム色)▶マイナ保険証でない人
 - ②資格情報のお知らせ▶マイナ保険証の人
- ※資格情報のお知らせは、70歳未満で変更がない人の更新はありません。引き続き大切に保管してください。

特別な理由がなく国保税を滞納している世帯には特別療養の資格確認書などを送付します。
※予告通知を郵送し、納税相談後に交付します。
対 国保税を1年分以上滞納している世帯
内 納税するまで医療費の負担が10割になります。

70歳から74歳の人へ

令和7年中の所得に基づき判定する負担割合が掲載された資格確認書、または資格情報のお知らせを郵送します。

有効期限(最長令和9年7月31日(土))

令和8年度に70歳になる人の有効期限は誕生月(1日生まれの人は誕生月の前月)まで、令和8年度に75歳になる人の有効期限は誕生日の前日までです。新しい資格確認書などは、有効期限前に郵送します。

限度額適用・標準負担額減額認定証の更新

マイナ保険証でない人で、8月からの限度額適用・標準負担額減額認定証が必要な人は、7月22日(水)以降に資格確認書を持って、国保年金課窓口で申請するか、オンラインで申請してください。

令和8年8月受診の医療費から、高額療養費の自己負担限度額が変更されます。

医療費の自己負担額について、新たに年単位(8月から翌7月)の上限額が設けられます。



●自己負担限度額(70歳未満)

所得区分	令和8年7月まで	令和8年8月から	
	3回目まで	外来(個人単位)	年間上限
ア・所得額 901 万円超	252,600 円 + (医療費 - 842,000 円) × 1 %	270,300 円 + (医療費 - 901,000 円) × 1 %	168 万円
イ・所得額 600 万円超～ 901 万円以下	167,400 円 + (医療費 - 558,000 円) × 1 %	179,100 円 + (医療費 - 597,000 円) × 1 %	111 万円
ウ・所得額 210 万円超～ 600 万円以下	80,100 円 + (医療費 - 267,000 円) × 1 %	85,800 円 + (医療費 - 286,000 円) × 1 %	53 万円
エ・所得額 210 万円以下 (住民税非課税世帯を除く)	57,600 円	61,500 円	53 万円
オ・住民税非課税世帯	35,400 円	36,900 円	29 万円

●自己負担限度額(70歳～75未満)

※ 70 歳以上の 4 回目以降の額の変更はありません

所得区分		令和8年7月まで		令和8年8月から		年間上限
		外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)	外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)	
現役並み 所得者	Ⅲ(課税所得 690 万円以上)	252,600 円 + (医療費 - 842,000 円) × 1 %		270,300 円 + (医療費 - 901,000 円) × 1 %		168 万円
	Ⅱ(課税所得 380 万円以上)	167,400 円 + (医療費 - 558,000 円) × 1 %		179,100 円 + (医療費 - 597,000 円) × 1 %		111 万円
	Ⅰ(課税所得 145 万円以上)	80,100 円 + (医療費 - 267,000 円) × 1 %		85,800 円 + (医療費 - 286,000 円) × 1 %		53 万円
一般(課税所得 145 万円未満等)		18,000 円	57,600 円	22,000 円	61,500 円	53 万円
低所得者Ⅱ		8,000 円	24,600 円	11,000 円	25,700 円	29 万円
低所得者Ⅰ		8,000 円	15,000 円	8,000 円	15,700 円	18 万円

※所得とは、「基礎控除後の総所得金額等」のことです。

※4回目以降の限度額・外来年間合算の上限額については、7月下旬以降に市公式ウェブサイトを確認してください。

※この制度変更は、今後国で法令改正が予定(7月下旬)されている内容です。市公式ウェブサイトは法令改正後に情報を更新します。